

## 情報公開と適切な公文書管理推進 WT の設置について（案）

民主主義の主権者である国民が、その権利を適確に行使し、権力をしっかりと監視するためには、国民に対し、政治、行政、司法の諸活動についての情報が適切に提供されていることが必要です。適切に情報が提供されなければ、主権者は、その判断や行動を誤る虞があります。情報は民主主義の原動力とも言えるものなのです。

我が国においては、2001年4月に情報公開法が施行され、現在、その仕組みをさらに進化させるための改正法案が、国会で継続審議となっています。情報公開の源泉となる公文書については、2011年4月に公文書管理法が施行されました。これら我が国の情報公開と公文書管理の仕組みは、近年になって随分と整備が進められてきましたが、先進諸外国の取り組みと比較すれば、必ずしも十分なものとはいえません。

民主主義の基盤となる情報公開制度を、より国民本位の仕組みとなるよう進化させることや、情報公開の源泉となる公文書管理制度をさらに充実させ、より適切な運用を行うことなどを目的として、内閣部門会議のもとに「情報公開と適切な公文書管理を推進する WT」を設置したい。

2012年4月19日

顧問：大島章宏、長妻昭

座長：蓮舫

事務局長：逢坂誠二

※活動の予定など：

講演（国立公文書館長など）

公文書管理担当省、情報公開担当省から現状などについて、ヒアリング  
諸外国の公文書管理体制（国会図書館など）

有識者ヒアリング

国立公文書館、自治体公文書館の視察 …etc.

諸外国における公文書館の制度と現状

(参考 1)

	概要	基本法令	公文書の保存・移管の仕組み	公文書の公開の仕組み
日本 国立公文書館 (1971 年設立)	内閣府所管 職員 42 人 所蔵書架 49km	公文書館法 国立公文書館法	保存期限を迎えた公文書は、歴史資料として重要と判断されれば公文書館に移管され、その他は、廃棄又は期間を延長して各省庁が保管する。廃棄・移管は各省庁の判断による。	30 年ルールで公開。
アメリカ 国立公文書館・ 記録管理局 (NARA) (1934 年設立)	大統領府所管 職員 2500 人 所蔵書架 980km	1984 年国立公文書館・記録管理局法	現用記録管理についても、公文書館長が責任を負い、指導を行っている。公文書館への移管の期限は 30 年となっている。公文書の廃棄にあたっては、NARA 長官の承認が必要。	原則として 30 年ルールで公開。 30 年経過前であっても、情報自由法に基づく開示請求を行うことは可能。同法は NARA 所管の文書にも適用される。
イギリス 国立公文書館 (1938 年設立)	憲法事項省所管 職員 550 人 所蔵書架 180km	1958 年公記録法	国立公文書館の監督の下、各省庁は、保存されるべき公文書の選別及び補充のための措置の責任を負う。	30 年ルールで公開。 30 年経過前であっても、情報自由法に基づく開示請求を行うことは可能。同法は、公文書館が所蔵する文書にも適用されるが、開示にあたっては、文書を作成した機関と協議することとなっている。
フランス 国立公文書館 (1790 年設立)	文化情報省所管 職員 440 人 所蔵書架 370km	2004 年文化遺産法典	公文書館から派遣される文書管理官が各省庁に常駐し、文書の管理に対し指導・助言を行う。	30 年ルールで公開。 30 年経過前であっても、情報公開法に基づく開示請求を行うことは可能。 公文書館保存文書も情報公開法の適用対象。
ドイツ 連邦公文書館 (1952 年設立)	文化・メディア 連邦担当官所管 職員 800 人	1988 年公文書保存利用法	各省は、必要でなくなった公文書は、遅くとも作成から 30 年以内に中間書庫に移さなければならない(ただし、国防省と外務省は例外)。 国立公文書館は、保存期限が到来した公文書について、永久保存すべき文書か否かを選別したうえで、公文書館に移管する。	30 年ルールで公開 30 年経過前の公文書は、(中間書庫で保管されていたとしても) 各省の管理権に服し、2005 年成立以来、2006 年 1 月施行の情報公開法の適用を受けらる。 公文書館が保存する文書に対しても、情報アクセス法が適用される。
カナダ 国立図書館公文書館 (1872 年設立)	文化遺産省所管 職員 1150 人 <sup>2</sup> 所蔵書架 160km	2004 年国立図書館公文書館法	公文書館長の許可なくして、連邦政府機関の記録の廃棄や処分を行うことはできない。公文書館は、政府機関に対し、公文書の管理に関する基準や手続に関する助言を行う。	公文書館が保存する文書に対しても、情報アクセス法が適用される。
オーストラリア 国立公文書館 (1944 年設立)	情報芸術省所管 職員 461 人 所蔵書架 855km	1983 年公文書館法	国立公文書館は、各省庁の記録の管理について、基準とガイドラインを作成している。公文書館は、各省庁の管理下にあるすべての記録に対し、アクセスする権利がある。文書を永久保存するかどうかの選別は、文書の作成後直ちに行われる。永久保存が決定した文書については、作成後 25 年までに各省が公文書館に移管する。公文書の廃棄は、公文書館の許可なく行うことができない。	各省庁に管理権がある文書は情報公開法の、公文書館に管理権がある文書は公文書館法の適用を受ける。 公文書館法に基づき、30 年以上経った文書は、原則として公開される。

1 30 年ルールとは、国際公文書館会議が 1968 年に示した「文書作成から 30 年の後は、原則として公開する」という国際的ガイドラインをいう。

2 2004 年の合併時に、国立図書館約 500 人、国立公文書館約 650 人